

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年6月24日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第59号 三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例(案)
議案第60号 三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第61号 三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第62号 三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例(案)
議案第66号 動産の買入れの契約について
議案第67号 工事請負契約の締結について
- 4 出席委員 大森俊和、齊木 亨、小田伸次、山村恵美子、横光春市、伊藤芳則、藤岡一弘、
中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【三良坂支所】古野三良坂支所長、滝口三良坂支所次長
【危機管理監】川村危機管理監、伊藤危機管理課長、高松危機管理係長
【総務部】細美総務部長、茶木財産管理課長、高野住宅・財産活用係長
【情報政策監】上谷情報政策監、東山情報政策課長、宮本ICT活用推進係長、
永迫情報システム係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○大森委員長 それでは定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。全員出席でありますので、本委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、既にお示ししています委員会審査次第のとおりであります。本委員会に付託をされました6議案について、それぞれの所管ごとに説明を受けた後、質疑を行い、最後に議案ごとに採決を行います。

質疑に関しましては、明瞭かつ簡潔をお願いいたします。

それでは、最初に、議案第59号、三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例(案)の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 おはようございます。議案第59号、三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げたい

と思います。

まず、改正の理由でございます。三良坂支所の耐震工事によりまして一時的に所在地が変わる三良坂支所及びみらさか土地区画整理事務所について、関係条例でございます三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正しようとするものでございます。

簡単にではございますけれども、三良坂支所の耐震工事の概要につきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。

平成27年の調査によりまして、庁舎の耐震性が確保されていないことが確認されました。平成28年に耐震設計を実施いたしました。令和2年度から、昨年度からでございますが、改修工事について設計を行い、内容は次のとおりでございます。三次市広域商工会が支所、庁舎への入居を希望されているため、1階の一部を行政財産使用許可で使用できるように区画をします。また、三良坂支所の2階部分につきましては、三良坂農村ふるさとセンターの地域子育て支援センターと放課後児童クラブを庁舎の2階部分へ移転することとして設計を行っております。

仮庁舎につきましては、令和3年3月末まで、今年の3月末まででございますけれども、三次市社会福祉協議会が指定管理者としてデイサービス事業を実施していただいていたみらさか福祉センターの1階部分を仮庁舎として使用させていただきたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、議案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大森委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 改めて、おはようございます。

今回、この三良坂支所の耐震改修工事においてなんですけれども、今回、さきの全員協議会でも説明をしていただきました。工期が令和4年の10月を予定しているということで、11月に移転が済んだとしても、大体ですけれども、1年と6か月ほど、半年ぐらい工期がかかるかと思うんです。その間、仮の庁舎というところで移転されて業務に当たられるということなんですけれども、やはりそれだけ、仮ということもあって、市民の方々にとっては、例えば支所がふだんと使い勝手が違うわけですから、何かしらの混乱であったり不安を持たれる方もいらっしゃるかもしれないんですけれども、そういった市民の方々に対してどのように告知であったり周知をされているのかを聞かせていただければなと思います。

○大森委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 三良坂支所にありましては、中心市街地活性化協議会といった組織もございまして、広域商工会でありますとか自治連の皆様でありますとか、そういった関係者の方とこの間協議も行わせていただいております。

ただ、具体的に、今おっしゃられたような、入札日程を含めまして、工期でありますとか、私どもが具体的にいつ支所移転を、仮庁舎のほうへ引っ越しをさせていただくのかといった日程につき

ましてはまだ明らかにさせていただいておりません。この点につきましては、早急に三良坂の支所、自治連通信の中の支所だよりといったところも利用させていただいて、広報・周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○大森委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 説明ありがとうございました。今回、この工事はより市民の利便性を向上させる事業だと思いますので、ぜひ、工期の中でも、市民生活にできるだけ影響が少ないよう取り組んでいただければと思います。

以上です。

○大森委員長 ほかに御意見ございませんか。

小田委員。

○小田委員 ちょっと教えてください。全くこの計画に対して異議はないんですけども、この集約される中に広域商工会が入れるということになっておりますけども、この取扱いというか、児童クラブとか何とかじゃなくて、この広域商工会。何を聞きたいかという、普通であれば家賃とかがあるのが当たり前だろうと思うわけですけども、これは広域商工会ということで減免の措置をされるのか。その辺のところの考え方を教えてください。

○大森委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 広域商工会のほうから御要望いただいて、引っ越しをしたいという理由の中に、現施設が狭隘であるといったことも言われております。ただ、私どものほうに引っ越しを頂いた後も、今あります広域商工会の庁舎については、会議等に使ったり、倉庫で使いたいということも言われております。ただし、私ども三良坂支所の1階部分の1区画を利用いただく分につきましては、いわゆる家賃を設定させていただいて、もらおうというふうに考えております。まだ具体的にはそこら辺の算定なり協議は進めておりませんが、協議をさせていただく当初から、家賃の設定はしますよといったことも前提に協議は、話し合いは進めさせていただいておるところでございます。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 それが妥当だろうなというふうに思いますけども、こういった今から様々なところでの様々な団体の施設からそういうところにスペースを利用したいという旨の申出も、これは三良坂支所だけに限らず、あろうかと思っておりますので、それがやはりただ個人の営業のとかいうんじゃない、こういった1つの広域的な市民の、これは事業者ですけども、そういったところに対しての取組であるならば、なるべくお安い家賃で貸していただければいいなと思っておりますので、今後よろしくをお願いします。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

山村委員。

○山村委員 今、小田委員の質問に関して、ちょっと担当部署が違うと思うので申し訳ないんですけど、広域商工会、今、吉舎、それから甲奴、そして三良坂と、3つの支所へ入っていただいているような状況なんですけど、今の家賃に関して、共通の家賃算出というようなことではなくて、そ

それぞれの支所がお考えになってまとめていくというような方向になるのでしょうか。

○大森委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 統一した考え方で行政財産を使っただけという部分では共通しておろうかと思いますが、結果的には、面積案分であったり人頭案分であったり、そういったことでこれから算定をさせていただこうと思いますけれども、もちろん私ども三良坂支所が勝手に決めるものではございません。財産を管理いたしております所管分野の部分と一緒に協議をしながら設定もしていきたいというふうに考えております。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 こういう財産管理のことですから申し訳ないんですけども、これから公共施設の見直しということで、支所なり公共施設へいろいろな団体が一緒に入るというようなことができてくると思うんですが、やはり市として、そこを使用する家賃のことなんかに関しましても、統一した規定なりということのをこれからは定めていっていただかないと、まちまちであるというようなことでは、例えば商工会はそれぞれ支部ですけど、広域商工会は1つですから、そこで家賃がいろいろというようなことになると、広域商工会の運営上としてもちょっと難しいところも出てくるのではないかなと思いますので、今後はそういうところもしっかりと決まりというところでお考えいただければと思います。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 図面をちょっと見させていただいておるんですが、2階に放課後児童クラブの部屋があるんですが、入り口のドアと、裏へ、屋上へ抜けられるのかどうか分かんのですが、ドアがあるという状況ですよね。避難経路というのがないわけですよ。例えばホールの辺りで火災が起きたら、そっちへ逃げられないと。ネウボラのほうは階段があるんですよ。そこらの件はどのように考えとってんかなというのちょっと気になるんですが。

○大森委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 この施設につきましても、従前の施設を躯体として利用させていただくこととしておりますけれども、従前は、建築確認でいいですよと、事務所の機能だけでございましたが、今、伊藤委員がおっしゃられるように、児童クラブが入ることによりまして、機能が児童福祉施設としての位置づけで設計確認、確認申請を行うようになってございます。その際、やはり消防法に適合した形で設計を頂いておるところでございます。

今おっしゃられますように、ホールの部分から言いますと、右手のほうに倉庫、廊下、階段がございますが、こちらの方向と、今の玄関側へ逃げられる、2方向に逃げることができるといったことで確認申請のほうは取っているというふうに伺っております。

いずれにしても、少し私はその点では説明不足かと思うんですけども、確認申請において、消防法に適合した施設ということで、設計ということで認可を受けておるものと理解をいたしております。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それは消防法というのはあるのかもしれませんが、児童クラブから出たところの女子トイレと、何て書いてあるのかちょっと分からんけど、その間のほうでとか事務所の辺りで火災が起きたら、もうこっちへ出れんじゃないですか。それがどうなんかなというのをちょっと。裏に屋上というのがあるんですけど、屋上のほうへ逃げられるのか、屋上から避難ばしごで逃げるのか。要は、相手が子供さんですから、そこらをちょっと心配して図面を見たんですが。

○大森委員長 滝口次長。

○滝口三良坂支所次長 先ほど支所長のほうからも御説明申し上げましたとおり、基準には合格しておるんですけども、おっしゃるとおり、児童クラブの前のほうからホールの辺りで火災が起きた場合の避難経路というのはちょっと難しい部分もあるかもわかりません。屋上のほうには出られるようにドアはついております。屋上のほうに避難した後、避難経路等、こちらにつきましては、また設計業者なり施工業者なりとも協議してまいりたいというふうに考えます。

○大森委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 ぜひともそこは検討していただいて、しっかり子供たちを守るような体制にしていだきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 質疑がないようでありますので、以上で議案第59号に関わる質疑を終了いたします。

三良坂支所の皆さん、大変ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入替え)

○大森委員長 次に、議案第60号、三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 それでは、危機管理監が所管いたします3議案について説明をさせていただきます。

まず、議案第60号、三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(案)について説明をいたします。

本案は、機能別消防団員の増員に伴い、関係条例である三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容は、災害時における地域の防災活動の強化を図るため、条例の定数内で機能別消防団員の定数を増員し、基本団員の定数を減員するよう改正しようとするものです。

機能別消防団員とは、本条例第2条第1項に定める基本団員が基本的には消防団の全ての活動に従事するのに対して、それぞれの能力や個々の事情に応じて、入団時に定めた特定の活動、役割のみ参加する団員です。本市では、機能別消防団員として、これまで消防団のOB等であって、火

災時の初期消火活動に従事する消防協力隊や避難所支援活動に従事する女性消防隊、市所有の排水ポンプ車の管理等に従事する水防支援隊等を導入しておりますが、今後、新たに地域の方々や事業所等の職員の方々に排水機場や仮設ポンプの運用支援等の水防業務への従事を呼びかけていくこととしておりまして、機能別消防団員の増加が見込まれております。

一方、基本団員は、市の広報や、それから消防団における勧誘といったことも行っていただいておりますけれども、年々減少しております、定員と実員の差が100人以上となってきております。基本団員につきましては、今後も大幅な増員は見込みにくいという状況でございます。このため、消防団員の総数は変更せず、基本団員と機能別団員の定数をそれぞれ、基本団員を50人減、機能別団員を50人増とするもので、本条例第2条第1項第1号中の基本団員数、現在1,520人を1,470人に、同項第2号中の機能別消防団員数、現在100人を150人に改正するものでございます。

○大森委員長 ただいま議案第60号に対しての説明がありました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

横光委員。

○横光委員 消防団員、実際の団員を50人減らすということではありますが、実際は、実団員が少なくなって不足しているので減らしてもいいという判断というふうに思うわけですが、実際、現在少なくなっているこの消防団員の数で消防活動に支障はないのかということをお聞かせいただければというふうに思います。

それと、機能別消防団員を100人から150人にするということですが、実際は今81人ですね。今から69人本当に増えるんだろうかどうだろうか。先ほどの説明では増やすというような思いがあるようではございますが、実際に動向はどうだろうかということと、機能別消防団員は各分団部へ配属されてないように思います。そこらの点はどのようになるのかと。

3点についてお伺いをいたします。

○大森委員長 伊藤危機管理課長。

○伊藤危機管理課長 まず1つ目の消防団員を50人、基本団員数を減らすことについての消防団員の活動への支障ということではございますが、毎年度、消防団員の加入につきましては、市広報であり、消防団のほうでいろいろと御尽力いただいておりますところですが、現状、なかなか厳しいものがあります。やっぱり毎年度退職される団員がいらっしゃいますので、今回、機能別消防団員も、消防のOBの方へも消防隊として活動いただけるような形をお願いをさせていただいておりますので、現在、40名ほど退職された団員が今の火災の活動へ当たっていただけるように機能別消防団員として登録を頂いておりますので、こういった今のなかなか団員数が集まりにくい状況の中で、機能別消防団員として、OBの方々を特定の業務に対して活動いただけるような形で今策を講じているところでございます。

また、機能別消防団員を100人から50人増やして150人とするという形ではございますけれども、現在、消防協力隊を含めて81人機能別消防団員をお願いをさせていただいておりますが、今後、今年度、新たにサイレン操作隊や、仮設ポンプと排水機場の運用支援等に当たっていただく方を災害支援隊として新たに創設するようしております。そこで、今年度40名程度の見込みをしております

ので、今後もさらに消防団員のOBの方の活用も含めて、今回150名とさせていただくようにしております。

機能別消防団員、各部配属をしていないという形ではありますが、基本的には、消防団員OBの方につきましては、以前いらっしゃった部のほうのところへ活動を頂いておりますけども、基本的には、副団長の指示の下、動いていただくというような形になっております。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 ということは、心配するのは、分団部の中で10人程度の部があるときに、非常に少なくなつて、活動が本当にできるんだろうかどうかという1つ心配があったということです。そこらも、本来的に各部が最終人数より少なくなつてくるということになれば、努力して消防団を確保していただきたいという思いがあるんです。機能別消防団も部へ配属しないと言いながらも、やっぱりいろんな条件があるので、音楽隊なら音楽隊で部へ配属しないということがあろうと思うんですが、そこらもやっぱり各部の活動というのも十二分に生かしていただきたいという思いがあるので、そこも考慮していただきたいということでもあります。別に答弁はよろしいですから、お願いします。

○大森委員長 ほかに質疑のある方。

小田委員。

○小田委員 今の意見に続けて聞きたいこともあるんですけども、まず、水防作業者を今回50人増やす方の仕事も、先ほど説明の中では様々なことを言われたと思うんですけども、これに対して何名ぐらい欲しいとか、これに対して何名欲しいとかというようなこともあるのかなというのと同時に、この広い三次市の中にも、方面隊がここに資料のほうに書かれてありますけども、やはりこのエリアに何名ぐらい欲しい、このエリアに何名ぐらい欲しいとかいうような考え方もあるのじゃないかなというふうに思うわけです。例えば三次方面隊だけで50人増えましたというんじゃ、これじゃいかんわけだろうと思うわけですが、その辺のところの募集に関しての、こういう仕事があります、こういう仕事をやってもらいますよというのと、この方面に対して何名ぐらいというのがちゃんと出た形での募集になるんじゃないかな。もしくは、それとも、一本釣りというか、その地域で声をかけてもらって集めてもらうのか。その辺のところの考え方を教えていただきたい。

この水防作業員という方は、当然、火災のときの出動はないということで理解しておってよろしいですね。その辺のところもお願いします。

○大森委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 先ほどの小田委員からの質問に対しましては、水防作業というところで、今回、新たに今年度40名程度の方を予定しておりますけども、現在予定しておりますのは、旧三次市内で緊急時にサイレンを鳴らしていただく方、こちらをサイレン操作隊として15人予定しております。それと、地域水防支援隊として、現在、排水機場、仮設ポンプで水防作業を行っておりますけども、新たに今年度から商用電源を利用した排水ポンプの設置を3か所ほど計画しております。その作業に当たっていただく方を地域水防支援隊として10名程度予定をしております。

また、事業所水防支援隊として、現在、事業所の近くに仮設ポンプを設置しているところもあるんですけども、そこへ事業所の職員の方にも御協力を頂くような形で、こちらのほうは特定の企業のほうへ今お願いをしておるような状況にありますけども、そちらのほうで10名程度。それとあと、地域の水防活動について、自主防災組織と協力していこうということで、自主防災隊として10名程度ということで、40名程度を予定しております。

それから、エリアというのは、今後必要なところへお願いをしていこうというところで考えております。また、コロナの関係もあって、避難所の運営も職員の数も多く必要になってきたりしておりますので、現在、排水機ポンプ場であったり仮設ポンプ場であったり、その辺を機能別団員の方々へお願いできるようになれば、職員もまた避難所へも携わっていただいたり、また、避難所のほうへも機能別消防団員として御協力いただける方につきましても今後お願いしたいと考えております。

また、機能別消防団員は、役割に特化した団員ということで制度を設けておりますので、先ほど言われたように、決まった水防作業以外の任務はないという形で、当然、火災の出動もありません。

以上です。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 やはり今はこういった気象状況の中で、三次市の場合というのは、土砂災害と水防、こういった水害というのが非常に危惧されるわけですけども、ということは、要は河川の氾濫とかというものに関して特化した作業員の水防作業という、要するに、雨が降って土砂災害のほうはノータッチという考え方でいいんだろうなということと、それと、先ほど排水機場の作業というのを地域で10名ぐらいというふうに言われたと思うんですけど、今、排水機場でポンプなんかしているのは、よく地元の業者をお願いして動かしていますよね。そういう分との兼ね合い。要するに、今回、水防作業員が団員として入られた場合は、その部分を今まで企業がやられていた分を取って代わってその作業員の方にやっていただくのかというようなこと。

土のうを作ったりする作業ですよ。あれは、この水防作業員じゃなくて消防団員のほうがするのかどうなのか、そこもお聞かせを願いたい。

先ほど言いましたけど、地域の中で様々な河川はいっぱいあるわけですから、今回は三次のほうで結構多くそういうのを採用されるみたいなことを言われましたけども、やっぱり地域事情も今後は検討に入れながら、本当に水防作業員というのは大事な今からは仕事になってくるんじゃないかと思っておりますので、その辺の考え方も今後お願いしたいと思っておりますが、その辺の考え方をお願いします。

○大森委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 機能別消防団員の任務ですけども、今のところ、災害支援隊として、主に水防活動のほうに従事いただくという形でお願いをさせていただいております。先ほどおっしゃったように、土砂災害への対応ということは今のところ考えておりません。

それとあと、企業に代わるというようなところもありますけども、排水機場は、現在、職員が班

を組んで対応しております。仮設ポンプにつきましては、業者をお願いをして仮設ポンプを設置いただき、運用支援を職員が現在行っております。今の機能別消防団員のほうへは、排水機場、職員が立っているところへ入っていただく。また、仮設ポンプ場も、運用支援として職員が立っているところへ機能別消防団員に入っていただくというようなところを考えております。

また、土のうにつきましては、水防活動時の消防団の役割として、やはり土のうを作って各家庭に持っていったりというようなところもありますので、そこら辺を十分消防団が活動できるように、機能別消防団員のほうへ特化した形でそちらのほうをお願いしていくというような形で考えております。

また、三次市内、市街地市域、市内以外にも、各市町のところでも、今後はそういった形で、必要に応じて機能別消防団員のほうへお願いをしていきたいというふうに考えております。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 少し補足をさせていただこうと思いますが、土砂災害、これは、規模が大きくなって大災害になったときには、この機能別消防団員たちについても、大規模災害時には消防団活動の補助をしてくださいというふうな条項をつけようというふうに考えております。基本団員が出払って後詰めがないという状況のときに、その補助をしていただくというふうな条項はつけていきたいというふうに考えております。そういう意味では、土のう作業も場合によっては必要になるかもしれません。

ただ、例えば仮設ポンプの補助としてついていただく地域の方、この機能別団員でさせていただくというのは、基本的には補償の面で、一般の方でボランティアでやられては補償が不十分になってしまいますから、やっぱり現場に出させていただく限りはきちんとした補償が必要だという観点から機能別団員になっていただくというふうに考えておりますので、そういう意味で、仮設ポンプの補助であっても、役職上は、肩書上は機能別団員になっていただいて配備についていただくんですが、だからといってすぐに土のうを積むというふうには考えておりません。それこそ大規模災害になって、その地域の消防団の手が足りないというときになってお願いをして、しかも、それはその方がそれに対応できるかどうかということも十分考えてしてあげなければいけないというふうに思っております。

○大森委員長 小田委員。

○小田委員 何にしても、最近こういった自然災害、特に三次の場合は雨が降っての水の災害が多いわけですが、仕事の区割りというか、それはきちんとしておこなきゃいけないのと同時に、市民の方にも、今回増やす水防作業員という方はこういう作業をしていただく方ですよというのをしておかないと、市街地で言うと、内水の氾濫云々かんぬん、自分の軒先に水が入ってきそうだから何とかしてくれ、そういうふうなこともありますし、今度は河川が氾濫しそうなのでというところもまたありましようし、そのときの水防作業員の仕事というのは、どの仕事をして、どの分は消防団員の方もしくは市の職員の方がやるんですよというのをしっかりとっておかないと、例えばそこへ出て、「あんた水防団員だろう」と、「これをしろよ」と、「土のうの手配せえよ」とか、そういう様々なことも出てくることも考えられますので、しっかりとこの職務、どういうこと

をしていただくんだというのはきっちりと考えて団員の方にお知らせすると同時に、市民の方にも、今回募集する水防の機能別団員というのはこういう仕事をしていただくんですよというのを知らしめるようにして行ってください。その辺のところの計画、考えはありますか。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 今回募集させていただく水防支援隊員ですけれども、基本的には、団の活動服は支給せずに、目印となるものは支給しようと思います。それがどういう形になるか、ビブスになるのか、そういった形にしようと思います。ただ、ヘルメットとか、そういう身を守るものは、必要な装備はつけようと思いますけれども、通常の消防団員とは異なるまずは外見にさせていただこうかなど。ですから、基本的には危険な業務には当たっていただかないというのが基本でございます。

あと、広報については、やはり市の広報紙とか、そういうところでも周知をしていかなければならぬというふうには思っておりますので、これは工夫をさせていただきたいというふうに思います。

○大森委員長 ほかに質疑ございませんか。

山村委員。

○山村委員 機能別のほうに女性消防隊という今御説明ありましたけれども、この機能別団員ではなくて、基本団員として女性消防団員がおられると思うんですけれども、その辺の数値を機能別も基本のほうも教えていただきたいのと、それから、今お話がありましたけれども、万が一のことがあった場合、機能別団員の補償というのは基本団員と同等のものを補償されるのかということが1つ。

それから、ヘルメットとかそういう安全装具は配布されるということですが、服装はないということですが、今後考えていかれないのか。果たしてそれでいいのだろうかということは今ふと疑問に思ったんですけれども、そのところをお伺いいたします。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 女性団員の人数について今調べておりますが、19人ほどだというふうに認識しております。そのうちで、基本団員が18人、機能別団員だけの参加が1人だというふうに認識しております。

それから、補償の面は、機能別団員も基本団員と同じ補償となります。

あと、活動服について、基本団員であれば活動服を支給します。それから、昨年導入しました水防支援隊の排水ポンプ車を扱っていただく方々、これは作業も屋外でかなり危険な作業になりますので、この方々については活動服も支給しております。ただ、今回の導入させていただこうとする機能別団員については、基本的には危ない作業はしていただかないということを基本としておりますので、活動服までは支給しないというふうに考えております。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 支給しないということですが、1つは、今懸念するのは、大規模災害のときにある程度の補助をしていただくというようなこともございますし、やはりそこには身の安全を守ると

いう、各自へ今の消防団員みたいに制服的なものを支給じゃなくて、やはり何か本当に有事のときに着用していただくような、1つはコートのなものでも、そういうところはやっぱり考えていただきたいなと思いますし、それから、機能別団員、そういう有事の際にですけれども、やはり一定程度の機器の取扱いとか訓練とか、回数は限られてくるとは思うんですが、でも、そういうところも一定程度は必要ではないかと思うんですけど、そのところのお考えをお伺いします。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 大規模災害のときの服装については、予算の範囲内で検討はしてみたいと思います。こちらはそういったことで検討してみたいと思っております。

○大森委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 先ほどの、まず消防団員の基本団員と機能別団員の女性の人数ですけれども、6月1日現在で、基本団員が20名、機能別団員が1名、計21名となっております。

それと、一定程度の訓練ということでございますけれども、当然、排水機場であったりポンプの機械の運転も兼ねておりますので、そういった形で一定程度の訓練は必要と考えております。また、やっぱり仕事もされているというところもありますので、そういった訓練の日を機能別団員の都合に合わせた形で実施していきたいと考えております。

また、仮設ポンプのところも、6月1日の訓練でちょっと実務訓練はできなかったんですけども、今後、どこかへ集まっていたいて、皆さんへ役割の説明を含めて行うようにも計画をしておりますので、それを定期的にできるような形で今後も努めてまいりたいと考えております。

○大森委員長 ほかに質疑は。

中原委員。

○中原委員 先輩議員がいろいろ聞かせていただいたので、僕のほうは、先ほど副団長のほうからの指示で今回の機能別団員の方が活動されると聞いたんですけども、当然、災害時なので、いろいろな場所から来られる人がおられると思うんですけども、消防団だったら、詰所に集まって、何人出るとか、何人今出動しているとかいうのは把握できると思うんですけども、どこどこに行きなさいという指示だけで向かったときに、途中でもし何かあって、来よったけど、来れなかったとか、そういうことが、消防団であれば、班長があつたり分団長がいたり、そういうふうな統括できる人が補佐的にいられると思うんですけども、全部副団長が指示を出して、家に帰るまで安全面が把握できるのかなというのが1つと、移動も、当然、自分の車で移動されることも多いと思うので、もしそれが乗り合わせで来なさいとかいうことになったときに、運転した人の責任であつたりとか、積載車とはちょっと違う部分があるんじゃないかなということが考えられるんですけども、その辺の、副団長だけで全て機能別団員なのか、その中に誰か責任を持てる、その地域地域で、今の段階でもおられるのであれば、聞かせていただきたいなと思うんですけど。

○大森委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 今の指揮命令系統ですけれども、基本的には消防団として活動いただくということで、指揮の中には副団長というところになっておりますけれども、実際の活動になりますと、当然、うちの災害対策本部のほうから出動とかの指示をさせていただいたり、安全面のほうも、今の

出動いただいております職員と同じように確認をさせていただくようになります。ですから、消防団として、組織としては副団長という形になりますけども、活動は、実際にはうちのほうから出動をお願いしたり、あとの安全面も、今の現地対策部になりますけども、そちらの水換え班、用水機場班、それぞれ班長のほうでいろいろ確認をしていただくというような形で考えております。

また、実際の出動の際の移動手段等で、移動途中に何かあったというようなところでございますけども、今の災害支援隊の方につきましては、なるべく今の作業に当たっていただくところの近くの方をお願いしているというようなところもありますので、当然、車で移動もあるかと思うんですけども、そちらのほうも、しっかりうちのほうからも安全には気をつけていただくような形で、訓練の中でいろいろと話をさせていただきたいと考えております。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 補足をさせていただきますが、一応、本部の副団長からの指揮命令と、今回のサイレン操作員とか、あるいは仮設ポンプに当たっていただく方とかというふうにはしておりますけれども、やはり地域の消防団員との関わりというのも必ず出てこようかと思えます。やはり地域の消防団員の方も、仮設ポンプが回り出すと、気にされて、どういう状況かなというふうには、そこは確認されたいと思えますので、そこのところは連絡が取れるように、それぞれの仮設ポンプの場所には消防団用の携帯無線を配備させていただこうと思っております。ですから、地域の消防団員と連絡が取れるように、そういうふうな形にしていきたいというふうには考えております。

○大森委員長 中原委員。

○中原委員 ありがとうございます。じゃ、今の話で、連携がうまくできるということであれば、分団長であったり部長だったらどういう方がそういうふうな活動で、分かれと思うので、団員であれば全て指示が、動かしたとかお願いするときには、これしてくれ、あれしてくれと言えるんですけど、今の話だと、活動の内容が決まるとということがあるので、その辺もちょっと消防団と一緒に訓練をしていただきたいなというのと、災害の今連絡だけちょっと聞きたいんですけども、消防団であれば、災害出動してくれというような音声告知であったり、分団長から、また部長からの連絡が入るんですけども、個人個人に連絡をして出動してくださいという連絡になるのか、それとも全体的に機能別団員の方はどこどこに出てくださいというような、誰もが機能別団員が今出るとというのが分かるものなのか、その辺を分かれば教えてください。

○大森委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 機能別団員への出動の指示につきましては、基本的には今の災害へ当たっていただく職員と同じような形で、今の災害対策本部の班長のほうからそれぞれ当たっていただいております機能団員のほうへ電話で出動のお願いをするような形にしております。

また、先ほどの消防団との連携につきましては、当然、消防団もそのときには出させていただいておるということでもありますので、こちらの本部のほうでしっかり連携が取れるように、連絡体制も構築しながらやっていきたいと思えます。

○大森委員長 ほかに御意見ありますか。

藤岡委員。

○藤岡委員 では、1点質問させていただきます。

近年、三次市だけではなくて、どこの自治体も、消防団員であったり機能別消防団員であったり、そういった人材確保というのは非常に苦勞されておるところがあると思うんです。今回は水防支援というところで、機能別消防団員の方を100人から150人に改めて、今後増員をしていこうというお考えの中で、やはりそういった、いかに人を確保するかということが重要なポイントになってくるかと思うんです。その上で、この三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を見させていただきますと、報酬のところ、年額、例えば一般団員の方で言うと1万6,000円というふうになっているんですが、機能別消防団員の方に当たっては8,000円というふうに記載をしております。出場手当については多分同じだと思うんですけども、今後、先ほど危機管理監言われたように、あくまでも危険な作業には参加してもらわないようにしてもらおうと。または、訓練の回数等、普通の消防団の方とは多分違いがありますので、こういうふうに金額、職務手当のところはちょっと違いがあるのかなと思うんですが、今後、役割も増えてくる中で、こういった機能別消防団員の方のいわゆる職務手当等の変更も今後考えていく必要があると思うんですが、その点については、今回条例を変えるに当たって、今後どのようにされていくのか、お考えがあればぜひ聞かせてください。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 消防団員の報酬、手当については、これはやはり国の通知とか、あるいは県内他市町の状況、そういうことも踏まえながら、必要に応じて見直しをしていくべきものであろうというふうには考えております。委員おっしゃられるように、この基本団員と機能別団員の間で年額報酬に差を設けているのは、やはり当たっていただく活動がまず限定されていること、それから、ふだんの大体月1回ぐらいの訓練とか、そういったものも免除していること、その他、消防団としての行事には参加義務を設けておりません。ですので、そういうところからして年額報酬は下げさせていただいております。そうでなければ、やはり基本団員との公平感というか、そういうところがあるかと思っておりますので、そこのところから差を設けさせていただいておりますが、手当については同じでございます。

いずれにいたしましても、基本団員だけの報酬を見直すということではなくて、やはり全体の検討をする際には、併せて見直すと、見直す必要があるかどうかを検討するというところかなというふうに考えております。

○大森委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 先ほど山村委員も言われたんですけども、今回、機能別消防団員も、要は、今こういった災害が多い御時世でございますので、役割としても増えてくる可能性があるわけです。それに対応しようと思ったら、やはりそういった訓練等も増やしていく必要があるかなと思うんです。もちろん訓練にも出動手当というものは出るかと思うんですが、今後より一層、消防団もしくは機能別消防団員の方の確保にも取り組むという意味でも、先ほど危機管理監言われました消防団、そして機能別消防団員、このお二方一緒に手当の見直し等も、今後の人材確保という面で見直しは考えていただければなと思います。

以上です。

○大森委員長 ほかに御意見ございませんか。

○齊木副委員長 ちょっと機能別消防団員のことで聞かせてもらいたいのは、配置がほとんどポンプ場、排水機場のほうになっていますよね。その中で、30年のときにあった、長時間にわたっての排水作業をするときに、燃料切れが起きて、連絡ミスで燃料が止まりましたよね。あのときに、それは、その現場の班長、機能別団員、その間で直接調達できるようなこともできるんですかね。

○大森委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 先ほどの件でございますけども、職員も配置をしております、基本的な責任部分のところにつきましては職員が運用に当たっておりますので、そういったところの判断も、今の本部のほうともやり取りも含めながら対応をしていくような形で考えております。

○齊木副委員長 ぜひ、燃料が切れてしまったために、エア抜き、そういう作業もできてなかったようなので、できるだけそういう機能的なところの部分をやっぱりしっかり訓練の中に入れといてもらえれば。ぜひ止まることがないような形を取っていただければいいです。

以上です。

○大森委員長 ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ほかにないようでありますので、以上で議案第60号に関わる質疑を終了いたします。

次に、議案第61号、三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例(案)の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 続いて、議案第61号、三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明をいたします。

本条例につきましては、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、災害時における避難行動要支援者の円滑な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の作成及び関係機関への名簿情報の提供等に関して必要な事項を定め、平時から名簿情報を共有・活用できるよう、令和3年3月の定例会において制定の議決を頂いたところでございます。

改正の内容は、制定した条例中の第6条に定める個別支援計画につきまして、令和3年5月20日付の施行の災害対策基本法の一部改正によりまして、同法第49条の14において、新たに市町村が作成に努めることとされた個別避難計画と同じ内容であることから、法と同じ名称に改正しようとするものでございます。

以上でございます。

○大森委員長 ただいま議案第61号の説明がありました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

山村委員。

○山村委員 この条例ですけれども、個別避難計画という文言の整理だけなんですけど、その個別避難計画についてちょっと関連でお伺いしたいと思います。

こちらのほうは各自治体の努力義務ということでされておりますけど、危機管理監におかれましては、積極的にやはり避難行動に関していろいろ対策を取っていただく中で、この計画の作成というところ、現実的には大変厳しいところもあるとは思いますが、しかし、それぞれ避難に対して、支援者と支援される側との協力体制というものも明確になってまいりますし、できるだけ早く計画をつくっていただければと思いますけれども、今後に対する取組についてお伺いします。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 個別避難計画でございますけれども、実際には、国のほうも今回法律を制定されまして、新しい取組指針も出されました。それに基づいて、市町村が努力義務となっておりますので、条例も制定していただきましたので、市としては一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。ただ、これは市だけでできるものではなくて、やはり要支援者がふだんからのつながりのあるケアマネジャーとか民生委員とか、そういった福祉関係あるいは保健関係の地域の方々、関係者の方々の力添えがなければできないと。それから、やはり自主防災組織とか、あるいは、実際の避難になると、消防団の方とか、そういった地域の人あるいは組織の資源の御協力がなければなかなか進まないというふうに考えております。ですから、我々としては、そういった環境を地域の中でつくっていくということがまずは大事であろうと。

あわせて、市としてできることは、しっかりとした名簿をつくっていくということだろうと思います。条例で、今回、要支援者の範囲をある程度特定させていただきました。今までですと65歳以上の方も全部入ってしまっていたんですが、65歳以上の方でお元気な方も当然たくさんおられますし、その中で、要は自分で避難ができない方、そういう方をまずは特定し、そこで、条例で補足できなかった方についてはなるべく手を挙げていただいて、そうやって補足をしていくと。そういうふうに名簿をまずきちんと市のほうはする。それをきちんとするためのシステムを今年改修させていただいて整えていこうと思っております。それを条例に基づいて関係者にお配りをさせていただいて、適切な取扱いをもってそれを活用していただくと。そういった準備を今年度中に行って、来年度の頭からは本格的に個別避難計画の作成に向けて実際に動き出すというふうなスケジュールで、かなり厳しいスケジュールではありますが、できるところもあれば、ちょっと遅れるところもそれはあろうかと思えます。地域事情によってですね。ですが、とにかく歩みを始めると、来年度の頭からというふうに考えております。

○大森委員長 山村委員。

○山村委員 各自主防組織単位ごとに災害避難訓練も義務づけられましたし、そういうところで各連携が、その訓練を基に、地域ではできつつあると、かなりできているという状況ですから、そこへぜひとも投げかけていただいて、そういう連携の下に、できるだけ早くこの計画をつくっていただいて、それこそ本当に一人も取り残さない避難というものが実現するようによろしく願いいたします。

○大森委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、ほかにはないようでありますので、以上で議案第61号に関わる審議をこれにて終わります。

続きまして、議案第66号、動産の買入れの契約についての審査を行います。

執行部の説明を求めます。

川村危機管理監。

○川村危機管理監 それでは、議案第66号、動産の買入れの契約について御説明を申し上げます。

本案は、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を頂くために御審議を頂こうとするものでございます。

今回御審議いただく動産の買入れについては、消防ポンプ自動車につきまして、指名競争入札を令和2年5月27日に執行いたしまして、5者による入札の結果、金2,519万円で株式会社三葉ポンプが落札したものでございます。

市では、平成29年度に策定いたしました消防団車両更新計画を基に、相当の年数が経過した消防ポンプ自動車について計画的に更新整備を図っておりまして、今回購入する車両は、配備から33年が経過した三次方面隊十日市分団第2部の消防ポンプ自動車を更新しようとするものでございます。

また、今回購入する消防ポンプ自動車は、令和元年度、2年度に購入しました甲奴方面隊、三次方面隊、三次分団第2部と同じ仕様でございまして、配置場所は市役所北側の公用車駐車場内の車庫ということで、そちらのほうに格納する予定でございます。

以上でございます。

○大森委員長 ただいま議案第66号についての説明がございました。質疑のある方の挙手をお願いします。

藤岡委員。

○藤岡委員 それでは、2点ほど質問をさせていただきます。

今回、議案第66号参考資料として、イラストというか写真を掲載していただいております。今回、自動車の仕様を見ると、トランスミッションのところマニュアルミッションというふうになっています。現在、事故防止という観点であったり、また、新たに消防団員になられた方で若い方、そういった方々は、今、自動車免許を取得する際に、昔であればいわゆるマニュアルミッションで取得される方が多かったんですけど、今、反対に入れ替わって、オートマチックトランスミッション、ATを取られる方が非常に多いというところで、消防車についてもオートマチックが増えてきているという中で、もちろん型式によってはマニュアルミッションしか造っていない車両もあるかと思うんですけども、今回、マニュアルでなければならなかったのかというところを1つ質問させていただければと思います。

そしてもう一つが、今回、古い車両と入れ替えるという、更新していくというところなんですけれども、この古い車両については今後どうなさるのかというところを聞かせていただければと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○大森委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 先に古い車両の取扱いについて回答させてください。

古い車両につきましては、競売として売って処分をさせていただくという形でしております。

○大森委員長 川村危機管理監。

○川村危機管理監 マニュアルミッションの件について、少し時間を頂いて、後で御回答させていただこうと思うんですが、この中で御回答させていただこうと思います。

○大森委員長 藤岡委員、いいですか。

○藤岡委員 分かりました。そのマニュアルのところは、今後、消防団員の方も入れ替わって、若い方も増えてくると思うんです。もしオートマチックトランスミッションで造っている型式の消防車両があれば、事故防止という観点でも、そういうほうにこの消防団車両更新計画を考えていただければなと思いますので、そこのところをぜひ検討していただければなと思います。また後で教えてください。

以上です。

○大森委員長 それでは、これは資料を後日。ここでも出る。今出んよね。

○川村危機管理監 ここで今確認できればここでお答えいたしますけども、もしお答えできなければ、後日、資料として提出をさせていただきます。

○大森委員長 じゃ、そういうことで、探しよってください。

ほかに御意見はありませんか。

横光委員。

○横光委員 このポンプ車両の購入ですよ。仕様書というのは担当課で作成したというふうに聞かせていただいておりますけども、過去の仕様書と同じだというふうに聞かせていただいております。その中で、消防団の意見というのを聞かせていただいたというふうにも聞かせていただいておりますけども、どんな意見があったのか。あるいはまた、この見積書を徴取するとき、自動車の艤装ということになると、モリタホールディングスのような専門メーカーの見積りを頂かれたのかということでもあります。

それともう一点、私も長い間消防の担当をさせていただいておりましたけども、従前は、昔のことで悪いんですが、自動車だけ行政のほうで購入して、艤装は艤装ということで分けてやっておりました。それは、車が違いますので、そこらがあるので、一緒にすれば、車によってシャシを決めておればいいんですが、そうでなかった場合は値段がいろいろあると思うんですよ。そこらのところがあるので、どのようにされているのかということでもちょっとお伺いしたわけですが、いかがでございましょうか。

○大森委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 まず、仕様の作成に当たり、消防団の意見を伺ったというところでもございますけども、今のポンプ自動車につきましては、特殊なものでありますので、常備消防のように操作に熟達したというところではなかなか難しい部分がありますので、今の放水時の圧力調整ですね。

やはり、今、消防団へ配備しておりますB-3級の可搬ポンプよりも圧力が強いものになりますので、そういったところで段階的に圧力が調整できるようなものを取り付けたりというようなところで、消防団の意見を伺って、そういう安全面のところで仕様のほうへ加えさせていただいております。

また、見積りにつきましては、やはりモリタホールディングスが国内のトップシェアでもありますので、そういったところから参考見積りを頂いて、仕様書のほうへ反映をさせていただいております。

また、今の消防車の購入に当たっては、今のシャシ、要は自動車部分と艀装部分という形で分かれるところはあるんですけども、一体的なものというところで考えておりますので、別々という形ではなくて、自動車のシャシから艀装も含めて、一体的な形でポンプ自動車の整備として入札のほうを出しているというようなところでございます。

○大森委員長 ほかに質疑はございませんか。

小田委員。

○小田委員 質疑というよりも、先ほど藤岡委員から言われたところが私も気になっていたところだったんです。近年、この車自体にじゃないんですよ、今からこの車を稼働させようとしたときに、先ほど言った免許のライセンスの問題が出てこようかと思っておりますので、この消防団が稼働させるときに、変な話、オートマの免許しか持ってないのにこの車を動かしていたら大変なことになるわけでしょう。事故が起こっても大変なことになるわけですから、その辺のところ、今からこの消防団の方で免許証の資格の確認というようなものを今されているかどうか私は分かりませんが、そういったものもしっかり取り入れていかないと、もしこのマニュアルミッションの車をオートマの免許しか持ってない団員が動かして、何か事故があったら、これは大変なことになりますので、その辺のところはしっかりと気をつけてください。ですから、先ほど言われた、もしオートマでこういったものがあるのなら、少々お高くなるかもわかりませんが、そういったものも視野に入れて今後取り組んでいただきたいということを要望しておきますが、その辺の考えをちょっと。ライセンスの件をお願いします。

○大森委員長 伊藤課長。

○伊藤危機管理課長 先ほどの藤岡委員も含めて御回答させていただきます。

消防ポンプ自動車、オートマもありますので、今後は、先ほど小田委員からもありましたように、やはり今の若い方がオートマ限定であるとか、そういった形もありますので、そういったところも消防団のほうとも協議をしながら、車両の導入については計画していきたいと思っております。

今の免許の確認につきましても、やはり必要なことでございますので、こちらのほうも幹部会等でまた周知をさせていただいて、今オートマしか持ってないのにミッションを運転しているというようなところがないように徹底を図りたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、以上で議案第66号に関わる質疑を終了いたします。

危機管理監の皆さん、大変ありがとうございました。

それでは、ここで一旦休息をいたします。

午前11時19分 休憩

午前11時25分 再開

○大森委員長 休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

それでは、議案第62号、三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例（案）の審査を行います。

執行部の説明を求めます。

細美総務部長。

○細美総務部長 それでは、議案第62号、三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市グリーンビューあわしまを普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止しようとするものでございます。

甲奴町梶田にありますグリーンビューあわしまは、木造13戸の住宅で、平成12年度建築から20年を経過したため、整備時の条件に従いまして売却をするため、条例を廃止し、普通財産としようとするものでございます。

13戸のうち10戸が現居住者へ売却予定、2戸は現居住者の購入希望がございましたので、別途公売予定、1戸につきましては解体を予定しておるところでございます。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○大森委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

横光委員。

○横光委員 この市営住宅は建築から20年ということでありまして、これは当初から20年たったら売却するという計画で建てられたのかどうか。まだ新しいような気がするわけですが、その点が1点。

2点目が、2戸は入居者が購入されないということで公売というふうに簡単に申されましたけれども、現在入居されているわけですが、これを売らないで市営住宅として使うということにはならないのだろうかというのが1点。どうされるのだろうかという疑問があるわけですね。追い出すような格好になるわけですから。

3点目は、市営住宅の中には、三和町だったら1棟2世帯というのがありますが、これは1棟1世帯なのかどうかということ。

もう一つは、市営住宅というのは、一応、入居者の方に譲渡する、あるいは売却するということになるわけですが、これは公売ということが本当によいのかどうかということでありまして。市営住宅が建っている全体を処分するということだから公売ができるんだということがあろうと思うんですが、そこらがどうだろうか。

あと、集会所が1か所あると思いますけれども、これは市が管理するのか、将来的にはこれは地域

へ譲渡する方向なのかということについてお伺いをしたいと思います。

○大森委員長 細美総務部長。

○細美総務部長 それでは、御質問のほうに順次お答えをさせていただこうと思います。

まず、こちらのグリーンビューあわしまの住宅につきまして、当初から譲渡の予定があったかということでございますけれども、当初から譲渡の予定ということで、いわゆる定住を促進するために売り出されたものでございます。例えば、グリーンビューあわしまの条例の本体のほうを読みますと、貸付けの条件として、当該住宅に20年以上居住する予定のある者ということで、20年間しっかり住んでいただいて、お譲りしますと、そういうことを当初から目的とされておったというふうに承知しております。

次に、2戸のところにつきましてですが、購入希望のない2戸につきましては、一番いいのはそのままお買上げを頂くのがよかったんですけども、それぞれのお住まいの方の御事情によるんだと思いますけれども、今回は購入のほうを辞退された。ただ、幸いにその方は同じ甲奴町内に引き続き居住いただけるということで、その点は少し安堵をしておるところでございます。

それから、3つ目、こちらにつきましては一棟一戸かということでございますけど、先ほど申し上げましたように、もともと売却が予定されておりましたので、一棟一戸建てということで、1階建て、2階建てというような違いはございますが、全ていわゆる一戸建ての状況になってございます。

それから、公売につきましてでございます。こちらにつきましては、そもそもファシリティマネジメントの観点もございまして、住宅全体について公共施設から外していきたいということもございまして、このまま残ったものをまた再び公営住宅に戻すということではなく、公売をさせていただきたいというふうに考えております。公売がよいのかということでございますけれども、これにつきましては、適切な価格を設定させていただき、売却にさせていただきたいと思っております。また、多少興味を示しておられるという方がいらっしゃるというようなお話も聞いておりますので、こちらにつきましては、できるだけ早期に公売手続に入りたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、集会所のところでございますけれども、委員御指摘のとおり、集会所が1戸ございまして、こちらにつきましては、当面といいますか、話がつくまでは市が所有しますけれども、既に譲渡ということで方向は地元の方へも示させていただいております。ただ、まずは個別の住宅の売却のほうを先にさせていただいて、譲渡の条件を詰めさせていただき、その後、譲渡させていただこうというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

○大森委員長 横光委員。

○横光委員 将来を見越した分譲住宅というふうな捉え方というふうなことで、これはいいことだなというふうには私は思うんです。やっぱり市営住宅もだんだん古くなって、入居できなくなって、そのまま朽ちていくということがあられるわけでございますから、これは非常に良いなというふうな思いを持っておりますので、これは賛成していきたいなというふうな思いがいたします。

気になるのは、ここ以外で、ちょっと飛躍するかもしれませんが、ほかの住宅が一戸、二戸空いとるんですが、そこらのところも併せて、今度は、将来、市営住宅を建てるときにはこういう方で建てていただきたいなという思いをつけて、終わります。答弁はよろしいです。

○大森委員長 ほかに御意見ありますか。

山村委員。

○山村委員 今回の条例廃止に伴いまして、今居住されている皆さんとのいろいろな今後の対策については、部長にも随分足をお運びいただいて協議をしていただいた経過がございまして、最終的には譲渡ということで、住まれる方、あるいはまた別の空き家のほうに住まれる方、いろいろいらっしゃるんですけども、今回、このような形に至るまで、非常に住民の方にとっては行政側の説明が足りなかったというのが一番最初の契約のときからございました。ここのことを言いますと、合併前の甲奴町のことで、非常に現の部長にはいろいろと御辛苦をかけたところもあるんですけども、一番最初の契約のときに、要するに譲渡に関する契約が何もなされてなかったという。そして、居住されてから5年後にやっとそこを覚書という形で行政が示してこられた。その後、やはりそこに関して契約がなかった、金銭的なことに対して非常に居住された方にとっては厳しい判断だったということが結果として残ってしまったというところがございます。

今後、この契約のことに关しましては、市民にとっては分からないところが本当にいっぱい、全部と言っていいほど分からないところがあるがままに契約をして、その契約の中になかったからといって、5年後にまた新たな契約である覚書を書かされた。でも、それでも住んでしまって5年たっているので、そこを出ていくわけにもいかず、覚書にも判を押しました。本当に住民にとってはこんなはずじゃなかったというところがたくさんございまして、ぜひとも、今後、契約に关しましては、市民の方にしっかりと説明と、それから納得をしていただくということが第一かと思えますので、ぜひともそういうところは、行政側の契約条項の締結などというところとは、もっと詳しいことを市民の皆様にお知らせして、契約があるならば契約を結んでいただくような御努力をお願いしたいと思います。これは本当に要望だけでしかないんですけども、ぜひとも今後に対しましては、市民の皆様のやはり納得が得られるような方法で契約条項というものは進めていただきたいと思います。

○大森委員長 ご意見ということで。

ほかに御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 ほかにないようでありますので、以上で議案第62号に関わる質疑を終了いたします。

総務部の皆さん、大変ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入替え)

○大森委員長 それでは、続いて、議案第67号、工事請負契約の締結についての審査を行います。

執行部の説明を求めます。

上谷情報政策監。

○上谷情報政策監 議案第67号、工事請負契約の締結について御説明いたします。

本案は、三次市ケーブルテレビ設備改修工事（第5期）について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めようとするものです。

その内容は、三次市防災センター及びサブセンター10か所において、地上デジタル放送設備、ネットワーク設備、空調設備等の改修を実施するものです。請負金額は3億800万円、請負者はNECネットエスアイ株式会社中国支社です。本工事に係る入札の状況につきましては、応札1者で、その入札率は99.18%となっております。工事期間は、議決のあった日の翌日から令和4年2月28日となります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○大森委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 質疑がないようでありますので、以上で議案第67号に関わる質疑を終了いたします。

情報政策監の皆さん、ありがとうございました。

（執行部退室）

○大森委員長 それでは、これより議案の採決を行います。

配付しております審査報告書に沿って、議案ごとに討論の後、採決といたします。

それでは、まず、議案第59号、三次市支所設置条例及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（案）についての討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第60号、三次市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）についての討論を行います。討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第61号、三次市避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例（案）についての討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第62号、三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例を廃止する条例（案）の討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第66号、動産の買入れの契約についての討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

最後に、議案第67号、工事請負契約の締結についての討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大森委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、委員長報告を作成していきますが、それに付すべき意見や要望等がございましたら、御発言ください。

小田委員。

○小田委員 議案第60号ですけれども、委員から様々な意見が出たと思いますが、この中をうまく整理していただきたいと思いますが、特に私のほうからは、やはりどういう仕事をするのか

というようなこと等々をしっかりと明記して団員を募集していただきたいということをつけていただきたい。特に、いろんな意見が出たので、その辺のところは委員長、副委員長でしっかりとまとめていただきたいというふうに思います。

○大森委員長 ほかに御意見はございませんか。

横光議員。

○横光委員 先ほどの議案第60号でございますけども、機能別消防団員の業務というものはある程度特定しているということでもありますので、消防団員の方にその業務というものをよく認知していただいて、災害時に不協和音が起こらないようにということの特にはしていただきたいと。ですから、消防団にその仕事をどうということをしていただくんですというのをほかの団員にもよく認知していただくということをつけ加えていただきたいということと、議案第66号の消防ポンプ自動車仕様書に当たって思うことは、やはり自動車の仕様には当たっては、今後のことを考えて、意見も出ておりましたけども、自動車運転免許証のライセンス等のこともございますので、時代の要請に合わせた仕様ということをよく研究して作成していただきたいということをお願いしたいと思います。

○大森委員長 ほかに。

藤岡委員。

○藤岡委員 議案第60号と66号は、今、小田委員、横光委員が言われたとおりでございます。同じ意見でございます。

議案第59号につきまして、長い期間、仮支所として運営をされるというところで、やはり市民生活に何かしらの影響が出ると思いますので、先ほども答弁の中で頂いてはいたんですけども、地元地域としっかり話し合っていて、できるだけ市民生活に影響がないよう、今後、運営をしていただければなということをお願いしたいと思っております。

以上です。

○大森委員長 ほかに。

山村委員。

○山村委員 議案第62号ですけれども、条例廃止に関します内容で、市民との契約締結に関しましては、やはり行政側のきめ細やかな説明と理解を求めることと、それから、契約の内容、条項をきめ細かく決定するようにお願いいたします。

○大森委員長 ほかに意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 それでは、本委員会の報告書の作成等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大森委員長 異議なしと認めます。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査は全て終了いたしました。これにて総務常任委員会を閉会とします。

午前11時48分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月24日

総務常任委員会

委員長 大 森 俊 和